

平成20年4月11日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上地方整備局等経由) } 殿

国土交通省 都市・地域整備局下水道部
流域下水道計画調整官
下水道管理指導室長

水系リスクに対する危機管理体制の強化について

昨年度、下流に水道水源のある河川において、要監視項目の1,4-ジオキサンが指針値を大幅に超えて検出され、調査の結果、下水道に接続する事業場から流出した高濃度の1,4-ジオキサンが下水処理場から河川に流出していたという事案が発生するなど、水系リスク全般に対して、関係部局および機関が連携して対応しなければならない事案が見受けられるようになっていきます。

水質汚濁対策連絡協議会（以下、「水濁協」という）への下水道部局の参画等については、平成18年10月27日付で河川局、下水道部より関係機関に通知したところでありますが、水系リスク発生時には、関係部局および機関が密接に連携して水質監視、事業場に対する指導、情報の伝達・公表などの対応をしていく必要があります。

このため、下記により今まで以上に危機管理体制の強化を図られますとともに、水系リスクが生じた場合には、国土交通省下水道部にも迅速に情報提供して頂きますようお願いいたします。

また、各都道府県下水道担当課長におかれましては、本趣旨を貴管内市町村下水道担当部局に周知願います。

記

1. 緊急時のリスク管理として必要な連絡調整を円滑に行うためにも、水濁協に未だ参画していない下水道部局におかれては、早急に参画していただくよう改めてお願いする。
2. 各下水道管理者におかれては、河川部局とも連携して、水濁協における連絡体制を再度チェックされるとともに、下水道部局、環境部局、水道などの利水事業関係部局を含めて、水質異常時に迅速かつ的確な情報伝達が行われるようお願いする。
3. 下流の利水者に影響を及ぼすような水質事故が発生した場合には、報道機関等への速やかな情報提供に努められるなど、緊急時の報道対応等に遺漏が無いよう留意されたい。
4. 下水道施設に関連する水質事故が発生した場合の影響予測の実施や、予測結果の関係機関での情報共有など、日頃から水系リスクの管理体制の確立に努められるようお願いする。なお、水質事故時の採水や水質分析等にあたっては、関係機関で適切な役割分担をすることにより、出来るかぎり迅速な対応が可能となるよう体制整備をお願いする。